

## 商店街DX推進事業補助金交付要領

令和5年3月27日決裁

(趣旨)

第1条 商店街DX推進事業補助金の交付に関しては、商店街DX推進事業補助金交付要綱(令和5年3月27日決裁。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(状況報告)

第2条 要綱第14条に基づく状況報告に当たり、県は必要と認めた場合には、補助事業者に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係書類の提示や現地調査などの調査を行うことができるものとする。

(事業の指導及び助言)

第3条 補助事業者の自主性を尊重し、事業の適正かつ円滑な実施を推進するため、県は必要に応じて、指導及び助言を行うものとする。

(補助対象事業等)

第4条 要綱別表の1補助対象事業に規定する条件①を満たすためには、商店街会員の半数以上がキャッシュレス決済端末等を活用する事業でなければならない。

2 前項の「半数以上」の算定においては、商店街会員から、消費者への商品・サービス提供の対価として、現金決済又はキャッシュレス決済を行わない店舗で、下記の業種の会員を除くことができるものとする。

- ア 申請時点で休業している店舗
- イ 医療施設
- ウ 福祉施設
- エ 工場
- オ 事務所
- カ その他知事が定める業種

(補助対象経費等)

第5条 要綱別表の4対象経費に規定する対象経費の具体例は、次のとおりとする。

- ア 印刷製本費  
補助対象事業を進めるにあたり行う広告チラシ発行費など
- イ 物品購入費  
補助対象事業に使うキャッシュレス決済専用端末、複合端末、タブレット端末、消耗品の購入費など
- ウ 委託費(システム開発等)  
商店街アプリ開発費、電子チケット開発費など
- エ 使用賃借料(会場、付属設備等)  
補助対象事業を進めるにあたり行うセミナー会場使用費など
- オ 謝金、賃金  
補助対象事業を進めるにあたり行うセミナー講師代、データ分析に係る謝金など
- カ システム利用料、機器リース・レンタル料  
新たに導入した初年度分かつ令和6年2月末までに支出済となる分のみ

(補助対象外経費等)

第6条 要綱別表の1対象経費に規定する対象外経費の具体例は、次のとおりとする。

- ア 割賦支払による経費  
支払利息など
- イ 通信費用  
キャッシュレス決済端末等使用に伴う回線接続料、回線使用料など
- ウ 間接的な経費  
損害保険料、組織運営費、振込手数料、事務用機器・日常的に使用する消耗品購入費など
- エ 景品等  
景品、記念品、賞品、食材等の材料費など

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 次のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。また、既に補助事業者に補助金が交付されている場合は返還を求める場合がある。

- ア 交付決定等の内容と異なる事実が認められたとき。
- イ 購入設備等が一般価格、市場相場等と比べて著しく高額と認められたとき。
- ウ 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- エ 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- オ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。
- カ その他、補助事業として不適切と判断したとき。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、別途定める。

附 則

この要領は、令和5年3月27日から施行する。